

# 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品） の選定療養について

先発医薬品を希望した場合の自己負担の仕組みのことです。

- ◆後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- ◆2026年6月時点の特別の料金は、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

## 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



## 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

令和8年6月